

育児休業中の保育士における臨時勤務実施要項

(目的)

第1条 本要項は、社会福祉法人国立保育会の育児休業中の保育士が、育児給付金の減額を避けつつ、園の業務に臨時で従事できるようにする。

(対象者)

第2条 育児休業を取得中の保育士で、育児給付金の受給条件を満たしている者。

(臨時勤務の条件)

第3条 育児休業中の保育士が臨時勤務を行う際は、以下のすべての条件を満たすこととする。

- ① 時給：休業前給与から給与規程第6条第6項に基づき算出
- ② 1ヶ月における労働時間：10日以下
- ③ 勤務時間：月80時間以下
- ④ 給与の制限：育児休業開始から6か月間 月額給与が休業前賃金の13%以下
育児休業開始から6か月経過後 月額給与が休業前賃金の30%以下
- ⑤ 勤務申請：勤務希望日の2週間前までに「臨時勤務申請書」を提出し、園の承認を得る
- ⑥ 労働条件の同意：勤務内容や条件に関して「育児休業中の労働条件通知書 件雇用契約書」を締結

(臨時勤務の内容)

第4条 短時間の保育支援、環境整備、書類整理など、定められた範囲内で業務を行う。

(一時預かり事業の利用)

第5条 育児休業中の保育士が臨時勤務を行う際、法人の運営する一時預かり事業を利用する場合は、運営規程に沿って利用し、保育料は勤務園が半額を負担する。

(その他)

第6条 臨時勤務は本人の希望に基づき実施される。本要項は、労働基準法や育児・介護休業法に基づいて運用されるものとする。本要項に定めのないことについては、施設長会議並びに理事会で協議し、決定することとする。

付則 本要項は令和7年1月1日制定施行する。